

ト會見シ要求事項ニ對スル具体的内容ニ入ラス工場主ノ不意ナル態度ヲ詰リ最後迄斗争スルト稱シ強硬ナル主張ヲ為シ
午後一時頃辞去セリ

七 怪 過

勞働者側

職工等ハ差別撤廢ニ関スル横額書ヲ提出シ二十四日ヨリ罷業
シ存下大崎町居木橋ニニ番以関東勞働者組合本部事務所ニ
對策ヲ協議シ「藤野工場主ヲ葬シ」云々ト記セルビラ工場
附近ニ貼付セリ
事業主側

藤野工場主ハ本問題ノ主謀者孫子律、安策煥、黃錫權ヲ解雇
スル模様ナリ尚斗争團員中梁基鎮ハ斗争團ヲ脱シ二十九日ヨ
リ工場ニ出勤作業ニ從事中ナリ
右及申(通)報候也

別 記 一

要 求 書

- 一、日給最低一元五拾錢以上支給スルコト
 - 二、解雇ハ總計ニ行ハサルコト
 - 三、退職手当制定シコト
但シ一年ニ對シ日給一ヶ月分以上以後一ヶ年ヲ増ス毎一ヶ月支給スルコト
端數ハ一ヶ年ニ計算スルコト
 - 四、粉砕手当並ニ燃料製造手当制定シコト
但シ日給ノ三割以上ヲ支給スルコト
 - 五、年二回ノ賞與並ニ昇給年一回ノ退業員慰安會其化ハ横例ノ通り実行スルコト
 - 六、作業服八年二回支給スルコト
 - 七、毎月第一第三日曜日並ニ大節以外ノ休日ハ事情ノ如何ヲ問ハズ日給金額支給ス
ルコト
 - 八、職長ヲ辭職セシメコト
 - 九、斗争中ノ日給金額ヲ支給スルコト
 - 一〇、斗争費用ハ工場主全額負担スルコト
- 右要求ス